

初診時の機能強化加算について

当院では、「かかりつけ医」機能を有する診療所として、機能強化加算を算定しており、次のような取り組みを行なっています。

- 今診ている病気ばかりではなく、患者様一人一人の健康状態の把握もできるだけ行うように努力しています。
- 患者様が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うとともにカルテに記載しております。
- 必要に応じて、専門医師又は専門医療機関へご紹介いたします。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 保健・福祉サービスに係る相談に応じます。
- 診療時間外を含む、夜間及び休日による緊急時の対応方法に係る情報提供を行なっております。

厚生労働省や都道府県のHPにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能有する医療機関等で検索できます。